



公園に設置された美術作品を撮影してSNSで公開しても大丈夫？

池田・國松法律事務所 代表パートナー弁護士 國松 崇

散歩と写真が趣味のAさんは、週末に散歩に出かけるとは、街中の面白いスポットやお気に入りの場所の写真を撮影し、趣味用で作った自分のSNSのアカウントやブログに解説を添えて掲載していました。

ある日、SNSのダイレクトメッセージを通じて、芸術家のBさんから連絡がありました。Bさんによると、AさんがSNSとブログに掲載していた写真にBさんの作品が写っているのを、使用料を払って欲しいというものでした。過去の投稿を確認したところ、Aさんが、ある日散歩で訪れた公園の広場に設置されていた現代アートを撮影した写真が確かにアップロードされていました。

Aさんは使用料を支払う必要があるのでしょうか？

◆——SNSと著作権

現代社会において、SNSやブログといった情報収集・発信ツールは老若男女、あるいは個人・法人を問わず、様々な場面で活用されています。スマホを片手に誰でも手軽に始めることができ、非常に便利なツールではありますが、そのあまりの気軽さに、つい自分の日記や友人間のメールくらいの感覚で書き込んで公開してしまう人もいます。こうした中で、よく起こりがちなトラブルの一つが、「著作権侵害」です。

SNSやブログは、インターネットを通じて不特定多数の人に情報を提供・共有するツールですが、ここで「写真」や「写真に写った芸術作品」などの著作物を掲示（アップロード）することは、著作権法の世界で「自動公衆送信」といいます。この自動公衆送信という行為は、原則として、作品の著作権者の許諾なく無断でやってしまえば、著作権（公衆送信権）侵害となってしまいます。著作権を侵害してしまった場合、後から使用料の請求を受けたり、場合によっては刑事罰を科されることもあります。まずはそのことをきちんと押さえましょう。

◆——Aさんの行為は「著作権侵害」に当たるか？

では、実際にAさんの行為が著作権侵害に当たるかどうか確認してみましょう。

Aさんが写真に写してアップロードした作品は、たとえ公園の広場に展示されている状態であろうと、Bさんが著作権を持つ著作物であることには変わりありません。そのため、素直に考えれば、Bさんの許諾なくSNSやブログに写真を公開する行為は、Bさんの著作権を侵害してしまっているように思えますね。

ですが、公園の広場に設置されている作品は、いわば広く一般の目に開放されているもの、誰でも作品を鑑賞することが許されているものです。公園を訪れた人が写真を撮影したり、SNSなどで紹介するなどの行為は、こうした展示方法に必然的に伴うものといえます。

そこで、著作権法では、こうした社会的な実態を踏まえ、特例を設けることにしました。すなわち、「街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている」美術の著作物については、その複製物を販売するような営利性がある場合を除いて、制限なく使用してよいという措置が採られています（著作権法第45条及び第46条参照）。

このような定めにより、Bさんの作品は確かにBさんに著作権がありますが、「公園の広場」に設置されているため、これを写真で撮影してデータとして保存し（複製行為）これをSNSやブログでアップロードする（自動公衆送信行為）することは、Bさんの許諾なく、行うことができるのです。したがって、AさんはBさんからの使用料の請求を拒むことができる（Bさんに請求権は認められない）、という結論になります。

今回はたまたま法律上の救済措置によってBさんの請求に応じる必要はなかったとはいえ、本来は、SNSやブログで他人の著作物をアップロードすることは常に著作権侵害になり得る可能性を持っています。たとえば、今回Aさんが誰でも入れる公園ではなく、入場料を払って入る美術館の中庭に設置されている作品の写真をアップロードしていたら明確にアウトでした。気軽に利用できるツールであるからこそ、他人の権利を侵害することがないように気を付けたいですね。